

令和6年度みやぎの環境にやさしい農産物PRキャンペーン業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度みやぎの環境にやさしい農産物PRキャンペーン業務

2 実施主体

宮城県

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 業務の目的

宮城県が運用する「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」(以下「県認証」という。)の認証登録を受けた環境にやさしい農産物(以下「県認証農産物」という。)の需要拡大と消費者の理解促進を図るため、農薬や化学肥料の使用量を減らして栽培された県認証農産物についてデジタルツール等を効果的に活用したPRキャンペーンを実施することで、認知度向上による新規需要の創出とファン層の獲得に繋げるもの。

5 委託業務の内容

次の(1)から(6)に掲げる業務を行うものとし、要する経費はいずれも委託料に含むものとする。

なお、企画提案を受けて仕様の協議を行うため、以下に記載の内容から変更する場合がある。

(1) PRキャンペーンの実施

県認証農産物の販売を行っている店舗等の協力を得て掲示するポスター等に記載のQRコードから消費者がオンラインでアンケートに回答し、回答者の中から抽選で県認証農産物等の賞品が当たるPRキャンペーンを実施する。

なお、参加店舗数は10～15店舗程度、ターゲットは子育て世代や若年層等を想定している。

(2) PRキャンペーン事務局の運営

当該キャンペーンの実施に当たり、参加店舗との調整、応募の取りまとめ、抽選、県認証農産物を含む賞品の購入・発送等の事務局業務を実施する。

なお、賞品の当選者数は50名程度を想定している。

(3) PRキャンペーンに係る広報・宣伝ツールの作成

当該キャンペーンの実施及びPR活動に必要なランディングページ、ポスター、卓上ポップ等を作成する。ランディングページには、県認証制度の説明、応募方法、アンケート

へ誘導するURL、参加店舗のリスト、キャンペーン当選者の賞品、キャンペーンに係るQ & A、問合せ先を記載すること。

なお、ポスター、卓上ポップのデザインについては、翌年度以降も継続的に利用できるようにテンプレート化する予定である。

(4) PRキャンペーンの告知

キャンペーンの告知に当たり、(3)で作成するランディングページと連動した効果的な情報発信を行うため、新規にSNSアカウントを取得し、参加店舗の取材等を基に広く情報発信を行う。

なお、取得したSNSアカウントは、本委託事業終了後も県において継続的に情報発信に活用する予定である。

(5) PRキャンペーン終了後の事業効果のとりまとめ・報告書作成

上記(1)～(4)の業務終了後に、事業効果を取りまとめた報告書を作成し、県に提出する。

(6) 独自提案(任意)

委託業務の目的を達成するため、上記にとらわれない企画提案者の創意工夫に基づく取組を予算の範囲内で提案すること。

6 実施体制

本業務を効果的かつ適性に実施可能な人員体制を整備すること。

7 発注者への報告等

- (1) 契約締結後、速やかに業務の実施方法を記載した実施計画書(任意様式)を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 本業務の進捗状況について、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
- (3) 発注者から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を提出すること。
- (4) 業務終了後、速やかに業務実績等を記載した業務完了報告書(任意様式)を提出し、発注者の検査を受けること。

8 成果品

提出する成果品は、次のとおりとする。納入先は、イ及びロは、キャンペーン参加店舗及び宮城県農政部みやぎ米推進課、ハ～ヘは宮城県農政部みやぎ米推進課とする。納期は、イ及びロはキャンペーン開始前、ハ～ホは令和7年2月28日(金)、ヘは随時とする。

イ ポスターA3判：100枚、B2判：100枚

ロ 卓上ポップ：100部

ハ 新設するSNSアカウントに関する情報(ID、パスワード、E-mailアドレス)

- ニ キャンペーン実施において撮影した写真データ等
- ホ 業務完了報告書
 - 形状 PDF等の電子データを格納した電子媒体（USBメモリ等）
- ヘ その他、発注者が必要とするもの

9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物（ランディングページ、ポスター、卓上ポップ等）の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

(2) 機密の保持

イ 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

ロ 本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保持

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

10 その他

(1) 本仕様書は業務の概要を示すものであり、詳細については、選定された事業者と発注者との協議により決定するものとする。

(2) 受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託はできない。

(3) 受注者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書等に定めのない事項が生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとする。